

向精神薬卸売業者役員変更届

免許の番号		第 号	免許年月日	年 月 日
向精神薬業務所	所在地			
	名 称			
変 更 年 月 日			年 月 日	
変 更 前				
変 更 後				
変 更 後 の 業 務 格 条 項 行	(1)	法第 51 条第 1 項の規定により免許を取り消されたこと。		
	(2)	罰金以上の刑に処せられたこと。		
	(3)	薬事若しくは医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		
備 考				
<p>上記のとおり、業務を行う役員に変更を生じたので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 (法人又は団体の主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 (法人又は団体の氏名)</p> <p style="text-align: center;">徳島県知事 殿</p>				

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 変更前と変更後の欄には、業務を行う役員全員を記載すること。
- 3 欠格条項の(1)欄から(3)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、当該事実があるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその事実及び年月日を記載すること。